

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特定農地貸付けに関する承認	
根拠法令・条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 第3条第3項	
所 管 課	農業委員会事務局	
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第2項、第3項、第4項（平成元年6月28日法律第58号） ・ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第3条、（平成元年9月8日政令第258号） ・ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則第2条（平成元年9月8日農林水産省令第36号） ・ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行について第3（平成元年9月11日元構改B第1014号農林水産事務次官依命通知） 	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	